



毎年7月は“社会を明るくする運動”の強調月間です。
 この運動は、すべての国民が、犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。
 保護司会・更生保護女性会・BBS会は、本年の重点目標を『地域住民の理解と協力により、犯罪・非行の防止と罪を犯した人や非行に陥った少年の更生を支える』と定め、地域に根ざした幅広い活動を展開しています。

平成17年度
 自衛官・学生募集

防災安全課
 内線272

防衛庁では、自衛官・学生を募集します。

○曹候補士・一般曹候補学生・

航空学生・二等陸海空士

(女性)

・受付期間 8月1日(月)～

9月8日(木)

○防衛大学校学生・防衛医科大

学校学生・看護学生

・受付期間 9月9日(金)～

30日(金)

○二等陸海空士(男性)

・受付期間 年間を通じて

※詳しくは自衛隊美濃加茂

分駐所(可茂総合庁舎・電話

25・7495)へ

国民年金保険料免除制度について

市民課 内線223

国民年金は20歳から加入し、60歳までの40年間、保険料の納付が必要ですが、所得の減少や失業などで経済的に保険料の納付が困難な場合には、本人の申請によって国民年金保険料の納付を免除する制度があります。

保険料免除制度には、① 全額免除と ② 半額免除があります。

① 全額免除制度

1. 保険料(月額:13,580円)が全額免除されます
2. 承認された期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されますが、年金額は全額を納めた場合の3分の1です

② 半額免除制度

1. 保険料の半額(月額:6,790円)が免除され、半額(月額:6,790円)を納めます
2. 承認された期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されますが、年金額は全額を納めた場合の3分の2です

※半額免除を承認されても、半額の保険料を納めない場合は未納期間となります
 免除申請の手続きは、必要書類を持参の上市民課国民年金係へ

必要書類

- ① 年金手帳
- ② 印鑑(本人が署名する場合は不要です)
- ③ 失業などの場合は、雇用保険の「雇用保険受給資格者証」または「離職票」の写しなど

※承認期間は 4月から6月までは、平成15年所得で審査します
 7月から翌年6月までは、平成16年所得で審査します

※保険料免除の承認には、毎年申請が必要です

お問い合わせは、市民課国民年金係、または美濃加茂社会保険事務所(電話25・8181)へ